

○美浦村指定ごみ袋現物給付に関する要綱

平成 26 年 7 月 1 日

告示第 107 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、一般家庭から排出される一般廃棄物を、江戸崎地方衛生土木組合が定期的に収集する場合に使用する、美浦村指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）について、次条に掲げる者に現物給付することで、経済的負担を軽減することを目的とする。

(給付対象者)

第 2 条 指定袋の現物給付対象者は、美浦村内に居住する以下に掲げる者と、生計をともにする者とする。

- (1) 日常的に紙おむつ等を使用している高齢者及び身体障害者のいる世帯の世帯主。
- (2) 満 1 歳未満の乳児のいる世帯の世帯主。
- (3) ごみ集積所に散乱するごみの回収、及び収集されなかったごみを処理する等のボランティアを個人で行う者（当該集積所利用者が当番制等で行う管理・清掃等を除く）。
- (4) その他、村長が必要と認める者。

(現物給付の数量等)

第 3 条 現物給付を行う指定袋の 1 年度当たりの数量は、別表 1 に掲げる数量を限度とする。

2 現物給付は、前条(1)、(3)及び(4)については、申請日の属する月の翌月から 3 月分までをまとめて支給し、前条(2)については満 1 歳に達する日の属する月まで分を月割りで支給する。

(現物給付の交付申請)

第 4 条 指定袋の現物給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は指定ごみ袋現物給付交付申請書（第 2 条(1)、(2)、及び(4)に該当するものは様式第 1 号、(3)に該当するものは様式第 2 号）により村長に申請しなければならない。

- 2 第 2 条(2)を除き、交付申請は年度ごとに行うものとし、次年度以降も引続き現物給付を受ける者は、該当年度の 3 月末日までに次年度の交付申請をしなければならない。
- 3 第 2 条(3)の申請者は、ごみ集積所一箇所につき 1 名とする。ただし、複数でボランティアに取り組む場合は代表者 1 名が申請者になるものとする。

(給付袋の返還)

第 5 条 第 2 条に掲げる要件を満たさなくなった場合の返還は、免除する。

(納税調査への同意)

第6条 申請者は申請者本人及び申請者の世帯の構成員が、村税等を滞納していないことを調査することに同意するものとする。

(禁止事項)

第7条 この要綱に基づき配布を受けた指定袋は、第三者に譲渡してはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

別表1

区 分	現物給付の種類	大きさ	数 量
障害者・高齢者のいる世帯の世帯主	○燃やすごみ	大袋	120枚
乳児のいる世帯の世帯主	○燃やすごみ	大袋	60枚
ボランティアを行う者	○燃やすごみ	小袋	108枚
	○燃えないごみ(金属類)	大袋	36枚
	○燃えないごみ(ビン・ガラス類)	大袋	12枚
	○紙製容器包装	大袋	24枚
	○プラスチック製容器包装	大袋	24枚